

令和5年度 水道技術管理者研修 ～ 水道施設整備費補助金等について～

厚生労働省健康・生活衛生局水道課課長補佐 末益大嗣

令和5年11月

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費補助金

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業

生活基盤施設耐震化等交付金

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物及び基幹管路の耐震化等（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備や広域化後に耐震化対策等として実施する施設整備等
- 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
 - ・ IoT・新技術を活用した事業の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現のための施設整備等

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が営む水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1/4、1/3、4/10 等

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道の耐災害性強化

- 平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、自然災害により断水のおそれがある**水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策及び水道施設・基幹管路の耐震化**を集中的に推進
- 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら**耐災害性強化対策を加速化・深化**させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 （平成30年度～令和2年度）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 （令和3年度～令和7年度）

停電対策（自家発電設備の整備等）

基幹となる浄水場（1事業体1施設。以下同じ）のうち、**停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設**
緊急対策実施箇所数： **139カ所**

2,000戸以上の給水を受け持つなど**影響が大きい浄水場**（1事業体1施設以上。以下同じ）の**停電対策実施率**
現状67.7%（令和元年度）⇒目標**77%**（令和7年度）

土砂災害対策（土砂流入防止壁の整備等）

基幹となる浄水場のうち、**土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設**
緊急対策実施箇所数： **94カ所**

2,000戸以上の給水を受け持つなど**影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設**の**土砂災害対策実施率**
現状42.6%（令和元年度）⇒目標**48%**（令和7年度）

浸水災害対策（防水扉の整備等）

基幹となる浄水場のうち、**浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設**
緊急対策実施箇所数： **147カ所**

2,000戸以上の給水を受け持つなど**影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設**の**浸水災害対策実施率**
現状37.2%（令和元年度）⇒目標**59%**（令和7年度）

施設の地震対策（耐震補強等）

耐震性がなく、**耐震化の必要がある水道施設**
耐震化率の引き上げ（浄水場3%、配水場4%）

浄水場の耐震化率
現状30.6%（平成30年度）⇒目標**41%**（令和7年度）
配水場の耐震化率
現状56.9%（平成30年度）⇒目標**70%**（令和7年度）

上水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標（令和4年度末までに**50%**）達成に向けて**耐震化のペースを加速**

基幹管路の耐震化率（加速化のペースを維持）
現状40.3%（平成30年度）⇒目標**54%**（令和7年度）
※達成目標の変更
50%（令和4年度）→60%（令和10年度）



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事
（内面からの壁・柱等の補強）

簡易水道等施設整備費補助

【補助の概要】

- 簡易水道の施設整備に関し、地方公共団体(市町村)に対して、以下の事業に要する費用の一部を補助する。
 - ・水道がまだ敷設されていない地域について、市町村が策定する水道未普及地域解消計画に基づく簡易水道施設等の整備事業
 - ・簡易水道等の統合整備を行う事業
 - ・老朽化した簡易水道施設等の増補・改良事業及び水量を拡張する事業 等

【主な採択基準・補助率】

【主な採択基準】

- 市町村が策定する水道未普及地域解消計画や簡易水道統合整備計画に基づく事業であること 等

【補助率】

- 1/4, 1/3, 4/10, 1/2(離島・奄美地域)
補助率は、事業内容や財政力指数により異なる。

補助制度の見直し（平成19年度）

- 平成18年度当時、
 - ・簡易水道事業数が市町村数を大幅に上回っていたこと
 - ・小規模な事業(平均給水人口:737人)であり、基本的に経営基盤が脆弱であるが、経営状態が良好な事業や非常に低い料金を維持している事業もあったことを踏まえ、一部の事業を除き、平成19年度に補助制度の見直しが実施されることとなった。
(見直しの方向性)
 - ・経営基盤の強化につながる簡易水道の統合を強力に進めることが必要。
 - ・経営条件が良好な事業及び料金設定が不適切な事業への補助は見直し。
 - ・簡易水道事業の統合を条件に平成28年度^(※)まで国庫補助を実施。

(※) 平成19~28年度までの10年間を期限としていたが、自然災害等により完了しなかった事業については、令和元年度まで延長
- 令和2年度以降は、統合後の上水道の経営を圧迫する恐れのある旧簡易水道事業の整備事業及び近隣に他の水道事業がないなど、統合が困難な簡易水道の整備事業については、引き続き国庫補助の対象とする。

水道水源開発等施設整備費補助

【補助の概要】

- 水道事業者等に対して、以下の事業に要する費用の一部を補助する。
 - ・水道水源開発のため、ダム等施設等を整備する事業
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業
 - ・異臭味被害等に対処するため、生物処理やオゾン処理等の高度な処理を行う浄水施設(高度浄水施設)等を整備する事業

【主な採択基準・補助率】

【主な採択基準】

- 資本単価^(※)が90円/m³(水道事業)、70円/m³(水道用水供給事業)以上であること
- 高度浄水施設の整備が特に必要と認められる河川等に設置される施設であること 等

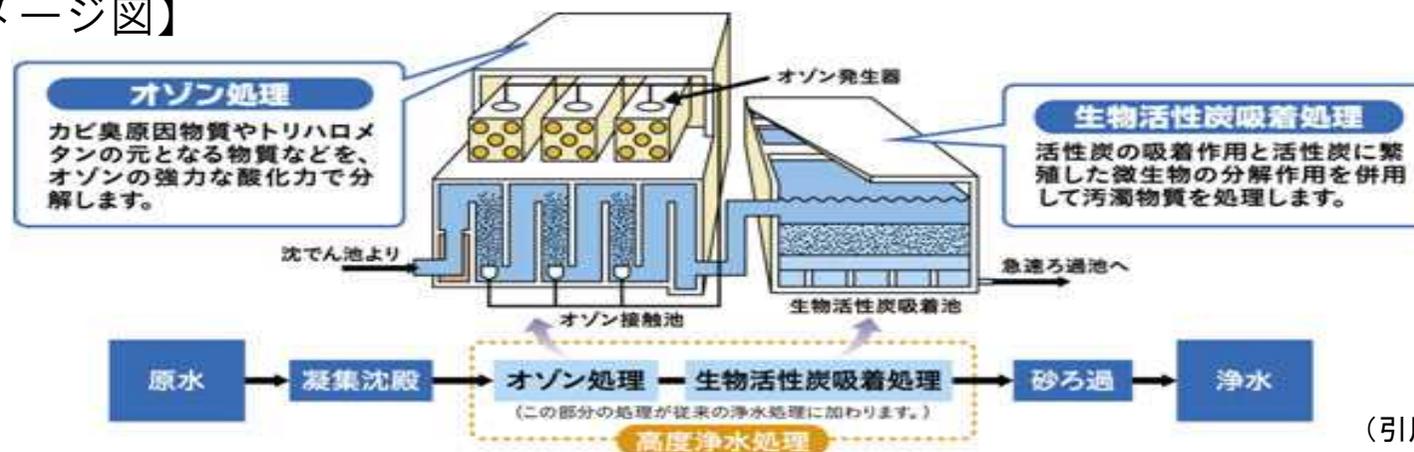
(※)当該事業を行う水道事業等に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1m³当たりの費用の額
計算式:(減価償却費+支払利息+受水分資本費)/総有収水量

【補助率】

- 1/4, 1/3, 1/2

補助率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

【高度浄水施設イメージ図】



水道施設等耐震化事業（生活基盤施設耐震化等交付金）

【事業の概要】

- 都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

（主な事業）

- ・緊急時給水拠点確保等事業：災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化を行う事業
- ・水道管路緊急改善事業：法定耐用年数を超過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管^(※)、ダクタイル鋳鉄管^(※)、鋼管^(※)及びポリエチレン管であって、基幹管路に係る更新事業
(※)耐震性の低い継手を有するものに限る。

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

- 緊急時給水拠点確保等事業：地震対策等地域（地震等による水道施設の被害の経験がある地域等）であること
資本単価が90円/m³（水道事業）、70円/m³（水道用水供給事業）以上であること 等
- 水道管路緊急改善事業：水道料金が全国の上水道事業者の平均料金より高いこと
給水収益に占める企業債残高の割合が300%以上であること 等

【交付率】

- 1/4, 1/3等

交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

水道事業運営基盤強化推進等事業（生活基盤施設耐震化等交付金）

【事業の概要】

○ 都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

（主な事業）

・広域化事業：市町村域を越えて広域化（事業統合または経営の一体化）を行う水道事業者に対し、広域化において必要となる施設整備事業

（施設整備の例）

①連絡管等の整備（末端をつなぐ連絡管やループ管等）

②統合浄水場等の建設

③集中監視設備の整備

④事務関係システムの統合（H30～） 等

・運営基盤強化等事業：広域化後に耐震化・老朽化対策として実施する施設や管路の更新を行う事業

・水道施設共同化事業：水道事業者の共同施設の整備事業（R1～）

・水道施設台帳電子化促進事業：他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業（H30～）

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

○ 広域化事業：市町村域を越えて3以上の水道事業者等の広域化を行う事業であって、資本単価が90円/m³以上である水道事業者を含むこと等

※水道用水供給事業者及び簡易水道事業者も対象とするほか、小規模水道事業者に対する交付要件を緩和（R1～）

○ 運営基盤強化等事業：広域化事業を実施していること

○ 水道施設共同化事業：都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に3以上の水道事業の広域化を実施する旨が明示されていること等

【交付率】

○ 1/4, 1/3 ※交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

※水道事業者等に対する財政支援のほか、都道府県が水道基盤強化計画等を策定するにあたり必要な事務費に対して財政支援（H30～）